

動物実験委員会細則

平成20年8月1日
制 定

(趣旨)

第1条 この細則は、動物実験の適正な実施及び実験動物飼養保管に関する規程（平成20年8月1日。以下「動物実験規程」という。）第4条第2項に基づき、動物実験委員会（以下「委員会」という。）の運営等について必要な事項を定める。

(任務)

第2条 委員会は、学長の諮問に応じ、次の各号に定める事項を調査し、また審議する。

- (1) 動物実験に関する規程及びマニュアル類が、動物実験規程第1条第1項に掲げる法令及びガイドライン（以下「法令等」という。）並びに動物実験規程に適合していること。
- (2) 動物実験計画並びに報告書が、動物実験規程に適合していること。
- (3) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
- (4) 飼養保管施設及び実験動物の飼養保管状況に関すること。
- (5) 飼養保管施設における動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法規等に関する教育訓練の内容又は体制等に関すること。
- (6) 飼養保管施設における自己点検・評価に関すること。
- (7) その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 動物実験等及び実験動物に関し優れた見識を有し、各学部教授会において選任した者
- (2) その他、学長が必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって選任する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会及び委員の責務)

第6条 委員会及び委員会委員は、法令等及び動物実験規程が遵守され、動物実験等が適正に実施されることについて責務を負う。

- 2 委員は、自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審議に加わることはできない。

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか必要な事項は、委員会の意見を聴いて、学長が定める。

(事務)

第8条 委員会の事務は、薬学部が当たる。

(改廃)

第9条 この細則の改廃は、委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この細則は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年2月27日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。